

コンプライアンス委員会規程

第1条 (目的等)

1. 本規程は、公益社団法人日本クレー射撃協会（以下「本協会」という。）が担うクレー射撃の普及・振興・スポーツ力の向上と心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、クレー射撃における不適切な行為の根絶を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。
2. 本規程は、本協会がスポーツ団体ガバナンスコードを遵守し実践するため設置された、コンプライアンス委員会について必要な事項を定める。
3. 本規程において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達及び指針等を含む。）、本協会の定款及び各種規程並びに社会規範等の遵守をいう。

第2条 (委員会の設置)

本協会は、常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置する。

第3条 (審議事項)

コンプライアンス委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

- (1) コンプライアンスの推進に係る重要な方針や計画の策定に関する事項
- (2) コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項
- (3) 本協会の役員、会員、その他本協会の関係者による、コンプライアンス違反が疑われる事案における事実調査及び処分案の作成に関する事項
- (4) 通報相談窓口の運営及び通報相談に関する事項
- (5) 本協会の各種規程案の策定に関する事項
- (6) コンプライアンスの推進に係る方針や計画の推進及び実施状況の確認に関する事項
- (7) その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

第4条 (コンプライアンス委員会)

1. コンプライアンス委員会の委員は、理事会の決議により選任された3名以上とし、外部有識者1名及び女性をそれぞれ1人以上含めるものとする。
2. 委員長は、委員会において委員の中から1名を選定する。
3. 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
4. 委員会は、1年に1回以上開催されなければならない。
5. 委員会の議長は委員長とする。
6. 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序又は委員の互選で選任された者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

7. 審議事項は出席した委員の全会一致で決定することを基本とする。ただし、やむを得ない場合には、過半数の賛成をもって決定することができる。
8. 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
9. 委員会は、原則として非公開とする。

第5条 （議事録）

1. 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。
2. 前項の議事録は、原則として非公開とする。
3. 議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

第6条 （事案への対応）

1. コンプライアンス委員会は、本協会及び通報相談窓口に寄せられた情報等によって、コンプライアンス違反が疑われる事案（以下「疑われる事案」という。）を把握したときは、本協会にて調査・処分することが妥当と認められるものについて、当該事案の事実調査を行うものとする。
2. コンプライアンス委員会は、疑われる事案のうち、加盟団体その他の団体に調査及び処分を委ねることが適当と判断したものについては、加盟団体その他の団体に調査及び処分を委ねることができる。
3. コンプライアンス委員会は、事案の内容に応じて、委員会を開催し、調査方針、事実調査担当者等を決定する等の対応を行う。ただし、疑われる事案の事実調査担当者等は、特別の利害関係を有する者を除くものとする。
4. コンプライアンス委員会は、事実調査のため必要であると認めた場合、本協会の加盟団体、選手、審判員、指導者、役職員、その他の関係者に、事実調査への協力を要請することができる。ただし、これらの者に対しても守秘義務を課さなければならない。
5. コンプライアンス委員会は、事案の調査結果を踏まえ、処分規程に定める処分の基準等を踏まえて審議の上、処分案を理事会に答申するものとする。

第7条 （弁明の機会の付与）

コンプライアンス委員会は、処分案を決定する前に、処分が予定されている者に対し、弁明の機会を与えなければならない。その際には、事前に、予定される処分の内容、処分の根拠となる規程の条項、処分の対象となった事実、処分の内容を決めるにあたり考慮した事実等を、処分が予定されている者に対して書面で通知しなければならない。

第8条（処分）

理事会は、コンプライアンス委員会の答申を受け、理事会の決議により懲戒処分の有無及び内容を決定するものとする。なお、当該処分は、別に定める処分規程に基づき取り扱うものとする。

第9条（任期）

委員の任期は、理事については理事の任期によるものとし、理事でない学識経験者については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第10条（守秘義務）

委員は、委員としての職務上知った秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

第11条（事務）

コンプライアンス委員会の事務は、本協会の事務局が行う。

第12条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和7年3月24日から施行する。